

通 教 月 報

診 療 情 報 管 理 研 究

平成29年5月号

編 集
発 行 人

武田 隆久

〒102-8414 東京都千代田区三番町9-15
一般社団法人 日本病院会 通信教育課
TEL 03-5215-6647 (受講生専用)
FAX 03-5215-6648 (受講生専用)
URL <http://www.jha-e.com/>

受付時間

9:00~17:00

(ただし、土・日・祝祭日、年末年始は除く)

発行日

毎月1日

定 価

1部 150円 1カ年1,600円(税込・送料込)

郵便振替

00190-5-396045

名 義

一般社団法人 日本病院会 通信教育部

診療情報管理士の専門性と医事

須貝 和則

国立国際医療研究センター 医事管理課 課長

診療情報管理士が新たな時代を迎えている。

私の勤務する病院の給与規定(基本給)における診療情報管理士の位置づけは「専門技術職」である。この専門技術職の専門とは、診療情報管理の業務を指し、診療情報管理士の資格取得が条件になっている。この様な給与体系を持つ医療機関として代表的なところで、独立行政法人 国立病院機構が挙げられる。この法人では、「診療情報管理職基本給表」という名称が用いられ、診療情報管理という言葉がはっきりと示されている。

この診療情報管理業務を事務職とは別に定義付けた背景には、これまでの医事業務の範囲に診療情報管理を治めることに限界を認め、一方で目紛しく変わる医療体制の変化に対応できる職種を事務とは別に配置するという狙いがある。しかし、この様に給与体系を整備し、診療情報管理士への専門性に期待を寄せても、医療現場では思うように活躍できないといった現実が見られる。その原因は、事務最大勢力の医事課との関係構築にある。特に医事業務は、診療情報管理に関連する部分も多いことから摩擦が生じる機会も少なくない。診療情報管理士も診療サイドの認識になっていることが見られるため、医事的な配慮を欠いていることで関係が悪化する。さらに診療情報管理士の中に療養担当規則や診療報酬請求事務の知識を持つものも限られるため、一方的な考え方になりがちである。そうした意味においては、診療情報管理士はもっと深く診療報酬請求事務についての知識を持つべきではないかと私は思う。

私の病院では、今年度より医事課の組織体制を大幅に見直し、診療情報管理室と医事課を並列にやらべ、医事管理課としてそのトップに専門技術職の課長(私)を置いた。この組織見直しについて決定権を持つ当院の理事会(著名な外部委員で構成される)では、診療情報管理士が医事課を統制することについて絶賛されたということを院長から聞いている。そして理事会では、「診療情報管理士が医事課長をすることで、どの様な効果が得られたのか、ぜひ、報告してほしい」と期待を寄せる意見があったそうである。

診療情報管理士に対し、明確な独占業務が見えないと陰口を叩かれることもある。しかし、私は、これまで築き上げてきた診療情報管理の考え方に、さらに医事的な知識や視点が生まれることによって、この職種は飛躍的に成長すると確信している。診療情報管理士を目指す皆さんには、新しい時代の診療情報管理を築くことに期待が寄せられていることを認識してほしい。そして、将来、病院の中核で活躍してくれることを希望してやまない。

